

第八八回

参第七回

小口消費者金融業法（案）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 免許（第三条 - 第十三条）

第三章 業務（第十四条 - 第三十条）

第四章 監督（第三十一条 - 第四十条）

第五章 雑則（第四十一条 - 第四十四条）

第六章 罰則（第四十五条 - 第五十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、小口消費者金融業を営む者について免許制度を実施し、その事業の規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保し、もつて資金需要者の保護を図るとともに小口消費者金融業の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「小口消費者金融業」とは、物上担保なしに個人に対して消費生活その他に必要な資金に充てるための金銭の貸付けをする行為で業として行うものをいう。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

一 国及び地方公共団体が行うもの

二 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫、日本輸出入銀行、日本開発銀行、銀行、信託会社、保険会社、証券金融会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、塩業組合その他その業を行うにつき他の法律に特別の規定のある者の行うもの

三 労働組合並びに国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百八条の二及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条の団体がその直接又は間接の構成員に対して行うもの

四 事業者がその従業者に対して行うもの

五 物品の売買、運送若しくは保管又は物品の売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの

2 この法律において「小口消費者金融業者」とは、次条第一項の免許を受けて小口消費者金融業を営む者をいう。

第二章 免許

（免許）

第三条 小口消費者金融業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所（本店、支店その他の政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置してその事業を営もうとする場合にあつては大蔵大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。

2 前項の免許は、三年ごとにその更新を受けなければその期間の経過によつてその効力を失う。

（免許の申請）

第四条 前条第一項の免許を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては大蔵大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を記載した免許申請書を提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 法人である場合においては、その役員の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

三 個人である場合においては、その者の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

四 営業所の名称及び所在地

2 前項の免許申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 小口消費者金融業経歴書

二 次条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

三 業務の方法を記載した書面

四 その他大蔵省令で定める書面

（免許の基準）

第五条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の免許を受けようとする者が次の各号の一に該当する場合又は免許申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、免許をしてはならない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

三 この法律、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、貸金業者の自主規制の助長に関する法律（昭和四十七年法律第一百二号）その他金融に関する法令で政令で定めるものの規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過

しない者

四 第三十三条第八号又は第九号に該当することにより免許を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者（当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日前三十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項、第三十二条第一項及び第三十三条において同じ。）であつた者で当該取消の日から三年を経過しないものを含む。）

五 免許の申請前三年以内に小口消費者金融業、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律第七条第一項に規定する貸金業（同法第九条の規定の適用により同項に規定する貸金業に該当するものを含む。以下「貸金業」という。）その他金融業に関し不正又は著しく不当な行為をした者

六 小口消費者金融業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者

七 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

八 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第一号から第六号までの一に該当する者のあるもの

九 個人で政令で定める使用人のうちに第一号から第六号までの一に該当する者のあるもの

2 大蔵大臣又は都道府県知事は、免許をしない場合においては、その理由を付した書面をもつて、申請者にその旨を通知しなければならない。

（免許証の交付）

第六条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の免許をしたときは、免許証を交付しなければならない。

（免許換えの場合における従前の免許の効力）

第七条 小口消費者金融業者が第三条第一項の免許を受けた後次の各号の一に該当して引き続き小口消費者金融業を営もうとする場合において同項の規定により大蔵大臣又は都道府県知事の免許を受けたときは、その者に係る従前の大蔵大臣又は都道府県知事の免許は、その効力を失う。

一 大蔵大臣の免許を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ営業所を有することとなつたとき。

二 都道府県知事の免許を受けた者が当該都道府県の区域内における営業所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に営業所を設置することとなつたとき。

三 都道府県知事の免許を受けた者が二以上の都道府県の区域内に営業所を有することとなつたとき。

(小口消費者金融業者名簿)

第八条 大蔵省及び都道府県に、それぞれ小口消費者金融業者名簿を備える。

2 大蔵大臣又は都道府県知事は、小口消費者金融業者名簿に、その免許を受けた小口消費者金融業者に関する次の各号に掲げる事項を登載しなければならない。

一 免許証番号及び免許の年月日

二 商号又は名称

三 法人である場合においては、その役員の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

四 個人である場合においては、その者の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

五 営業所の名称及び所在地

六 その他大蔵省令で定める事項

(変更の届出)

第九条 小口消費者金融業者は、前条第二項第二号から第六号までに掲げる事項について変更があつた場合においては、大蔵省令で定めるところにより、二週間以内に、その旨をその免許を受けた大蔵大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(小口消費者金融業者名簿等の閲覧)

第十条 大蔵大臣又は都道府県知事は、大蔵省令で定めるところにより、小口消費者金融業者名簿並びに免許の申請及び前条の届出に係る書類又はこれらの写しを一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第十一条 小口消費者金融業者が次の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨をその免許を受けた大蔵大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

一 小口消費者金融業者が死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 小口消費者金融業者が破産した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人

五 小口消費者金融業を廃止した場合 小口消費者金融業者であつた個人又は小口消費者金融業者であつた法人を代表する役員

2 前項第三号から第五号までの規定により届出があつたときは、第三条第一項の免許は、その効力を失う。

(無免許事業等の禁止)

第十二条 第三条第一項の免許を受けない者は、小口消費者金融業を営んではならない。

2 第三条第一項の免許を受けない者は、小口消費者金融業を営む旨の表示をし、又は小

口消費者金融業を営む目的をもつて、広告をしてはならない。

(名義貸しの禁止)

第十三条 小口消費者金融業者は、自己の名義をもつて、他人に小口消費者金融業を営ませてはならない。

### 第三章 業務

(業務処理の原則)

第十四条 小口消費者金融業者は、資金需要者である顧客及びその関係人に対し、信義を旨とし、誠実にその業務を行わなければならない。

(貸付金及び貸付けの期間の制限)

第十五条 小口消費者金融業者は、一営業所において、顧客一人に対し百万円を超える金銭を貸し付けてはならない。

2 小口消費者金融業者が顧客に対して金銭を貸し付ける場合には、その貸付けの期間は、二年を超えてはならない。

(担保の制限)

第十六条 小口消費者金融業者は、保証人による保証を除き、いかなる名義をもつてするかを問わず、顧客に担保の提供を求めてはならない。

2 小口消費者金融業者は、保証人による保証を求める場合には、当該営業所において現に金銭の貸付けを受けている者を保証人としてはならない。

(業務の制限)

第十七条 小口消費者金融業者は、貸金業を行ってはならない。

第十八条 小口消費者金融業者は、相手方の住所、氏名その他その相手方又は代理人の申出に係る事項が虚偽でないことを確認するのでなければ、金銭の貸付けに関する契約を締結してはならない。

第十九条 小口消費者金融業者は、弁済の資力のない者に対してみだりに金銭を貸し付け、又はこれと保証契約を締結してはならない。

第二十条 小口消費者金融業者は、その営業所以外の場所で、金銭の貸付けの契約を締結してはならない。

2 小口消費者金融業者は、金銭の貸付けの契約を締結した営業所以外の場所で、当該契約に係る貸付金を交付してはならない。当該契約に係る保証契約その他の金銭の貸付けに関する契約についても、同様とする。

第二十一条 小口消費者金融業者は、金銭の貸付けに際し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 白紙委任状を徴取する行為

二 金銭の貸付けを受けようとする者に対し、物品の購入若しくは借入れ、商品券、飲食券その他これらに類するものの購入又は他人の債務の引受け若しくは保証を強要し、又は勧誘する行為

第二十二條 小口消費者金融業者は、小口消費者金融業者以外の者に、その金銭の貸付けに係る債権の取立てを委任し、又はその債権を譲渡してはならない。ただし、政令で定めるとき、又はその免許を受けた大蔵大臣若しくは都道府県知事の承認を受けたときは、この限りでない。

第二十三條 小口消費者金融業者は、その金銭の貸付けに係る債権の取立てに関し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 正当な理由がなく、早朝又は深夜に金銭の貸付けの契約の相手方（以下「借主」という。）、保証人又はこれらの者と縁故のある者（以下「縁故者」という。）の住居を訪問する行為

二 金銭の貸付けに関する事項をみだりに流布する行為

三 縁故者に対し、当該借主若しくは保証人に係る債務の支払を強要し、又は当該債務の引受け若しくは保証を強要する行為

四 前各号に掲げるもののほか、借主、保証人若しくは縁故者を威迫し、又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような言動によりこれらの者を困惑させる行為

2 小口消費者金融業者は、借主又は保証人に対し、返済に要する金銭を他の小口消費者金融業者、貸金業を行う者又はその他の第三者から借り入れることを強要してはならない。

（利率等の揭示等）

第二十四條 小口消費者金融業者は、その営業所ごとに、その見やすい場所に、大蔵省令で定めるところにより、利率、利息計算の方法その他その業務に係る契約の内容となるべき事項を揭示しなければならない。

2 前項の利息計算の方法の揭示については、具体的な例を表示してしなければならない。

3 小口消費者金融業者は、第一項に規定する事項に係る揭示の内容と異なり、かつ、顧客の不利益となるような契約をしてはならない。

（書面の交付等）

第二十五條 小口消費者金融業者は、金銭の貸付けの契約を締結したときは、借主及び保証人を立てた場合にあつては保証人に、直ちに、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 小口消費者金融業者の氏名（法人にあつてはその名称）及び住所

二 貸付けの契約を締結した営業所の名称及び所在地並びに締結に当たつた者の氏名

三 貸付金の額

四 返済金（利息の支払分を含む。以下同じ。）の返済の時期及び方法

五 返済金の額（分割返済の場合にあつては、返済金の総額及び各回ごとの返済金の額）

六 利息計算の方法及び利息の額（分割返済の場合にあつては、利息の総額及び各回ごとの利息の額）

- 七 返済金を当該返済の時期までに返済しなかつた場合の措置に関する事項
- 八 保証人を立てた場合にあつては、保証契約の内容並びに保証人の住所及び氏名
- 九 借主の住所及び氏名
- 十 貸付けの年月日
- 十一 前各号に定めるもののほか、大蔵省令で定める事項

2 前項の書面を交付した後に当該金銭の貸付けについて保証契約を締結したときは、小口消費者金融業者は、直ちに、同項各号に掲げる事項を記載した書面を保証人に、同項第八号に掲げる事項を記載した書面を借主に交付しなければならない。

3 小口消費者金融業者は、前二項の規定により作成した書面一通を、当該契約に係る返済の終了の日から二年を経過する日まで、保存しなければならない。

(領収書の交付)

第二十六条 小口消費者金融業者は、その金銭の貸付けに係る債権について返済を受けたときは、当該返済に係る金銭の貸付けに関する契約に関する事項、受領した返済金の元利充当に関する事項その他の大蔵省令で定める事項を記載した領収書を当該返済した者に対して交付しなければならない。

(広告)

第二十七条 小口消費者金融業者は、その金銭の貸付けに関して広告をするときは、大蔵省令で定めるところにより、利率、利息計算の方法、貸付けの条件及び返済の方法をわかりやすく表示しなければならない。

(帳簿の備付け)

第二十八条 小口消費者金融業者は、大蔵省令で定めるところにより、その営業所ごとに、その金銭の貸付けに関する帳簿を備え、借主ごとに、貸付金の額、貸付けの年月日、返済の状況その他大蔵省令で定める事項を記載しなければならない。

(標識の掲示)

第二十九条 小口消費者金融業者は、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、大蔵省令で定める標識を掲げなければならない。

(証明書の携帯等)

第三十条 小口消費者金融業者は、大蔵省令で定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。

2 従業者は、関係人の請求があつたときは、前項の証明書を提示しなければならない。

#### 第四章 監督

(指示)

第三十一条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた小口消費者金融業者が次の各号の一に該当する場合には、当該小口消費者金融業者に対して、必要な指示をすることができる。

- 一 この法律の規定に違反したとき。
  - 二 業務に関しこの法律以外の法令に違反し、小口消費者金融業者として不適當であると認められるとき。
- 2 都道府県知事は、大蔵大臣の免許を受けた小口消費者金融業者で当該都道府県の区域内にその営業所を設けて業務を行うものが、その営業所に係る業務に関し、前項各号の一に該当する場合においては、当該小口消費者金融業者に対して、必要な指示をすることができる。

(業務の停止)

第三十二条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた小口消費者金融業者が次の各号の一に該当する場合においては、当該小口消費者金融業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 一 前条第一項第二号に該当するとき。
- 二 第十三条又は第十五条から第二十七条まで(第二十五条第三項を除く。)の規定に違反したとき。
- 三 前条の規定による指示に従わないとき。
- 四 この法律の規定に基づく大蔵大臣又は都道府県知事の処分に違反したとき。
- 五 前四号に規定する場合のほか、小口消費者金融業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 六 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が業務の停止をしようとするとき以前三年以内に小口消費者金融業、貸金業その他金融業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 七 法人である場合において、その役員又は政令で定める使用人のうちに業務の停止をしようとするとき以前三年以内に小口消費者金融業、貸金業その他金融業に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至つたとき。
- 八 個人である場合において、政令で定める使用人のうちに業務の停止をしようとするとき以前三年以内に小口消費者金融業、貸金業その他金融業に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至つたとき。

- 2 都道府県知事は、大蔵大臣の免許を受けた小口消費者金融業者で当該都道府県の区域内にその営業所を設けて業務を行うものが、その営業所に係る業務に関し、前項第一号から第五号までの一に該当する場合においては、当該小口消費者金融業者に対し、一年以内の期間を定めて、その営業所に係る業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(免許の取消し)

第三十三条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた小口消費者金融業者が次の各号の一に該当する場合においては、当該免許を取り消さなければならない。

- 一 第五条第一項第一号から第三号までの一に該当するに至つたとき。



- 二 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が第五条第一項第一号から第四号までの一に該当するに至つたとき。
- 三 法人である場合において、その役員又は政令で定める使用人のうちに第五条第一項第一号から第四号までの一に該当する者があるに至つたとき。
- 四 個人である場合において、政令で定める使用人のうちに第五条第一項第一号から第四号までの一に該当する者があるに至つたとき。
- 五 第七条各号の一に該当する場合において第三条第一項の免許を受けていないことが判明したとき。
- 六 免許を受けてから一年以内に事業を開始せず、又は引き続いて一年以上事業を休止したとき。
- 七 第十一条第一項の規定による届出がなく同項第三号から第五号までの一に該当する事実が判明したとき。
- 八 不正の手段により第三条第一項の免許を受けたとき。
- 九 前条第一項各号の一に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

第三十四条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた小口消費者金融業者の営業所の所在地を確知できないとき、又はその免許を受けた小口消費者金融業者の所在（法人である場合においては、その役員の所在をいう。）を確知できないときは、官報又は当該都道府県の公報でその事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該小口消費者金融業者から申出がないときは、当該小口消費者金融業者の免許を取り消すことができる。

（聴聞）

第三十五条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三十一条から第三十三条までの規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該小口消費者金融業者（法人である場合においては、その役員。以下第三項において同じ。）又はその代理人の出頭を求めて、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、公開による聴聞を行わなければならない。

- 2 前項の場合においては、大蔵大臣又は都道府県知事は、処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該小口消費者金融業者に通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
- 3 大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の通知及び公示をした場合において、当該小口消費者金融業者又はその代理人が正当な理由がなく聴聞の期日に出頭しないときは、第一項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで第三十一条から第三十三条までの規定による処分をすることができる。
- 4 大蔵大臣又は都道府県知事は、第一項の場合において、当該小口消費者金融業者の所在が不明であるため第二項の規定による通知をすることができず、かつ、同項の規定に

よる公示をした日から起算して三十日を経過してもその者の所在が判明しないときは、第一項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで第三十一条から第三十三条までの規定による処分をすることができる。

(監督処分の公告等)

第三十六条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三十二条から第三十四条までの規定による処分をしたときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

2 都道府県知事は、第三十一条第二項又は第三十二条第二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

(不正事実等の申告)

第三十七条 何人も、小口消費者金融業者の業務につき不正、不当又は不誠実な行為があると認めるときは、大蔵大臣又は都道府県知事に対し、その事実を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(業務報告書)

第三十八条 小口消費者金融業者は、事業年度(事業年度の定めがないときは、毎年四月から翌年三月までとする。)ごとに業務報告書を作成して、当該事業年度経過後三月以内に、その免許を受けた大蔵大臣又は都道府県知事に提出し、かつ、これを営業所に備えて置かなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合においてその免許を受けた大蔵大臣又は都道府県知事の承認を受けたときは、その承認を受けた期間、その提出を延期することができる。

2 前項の業務報告書に記載すべき事項は、大蔵省令で定める。

(指導等)

第三十九条 大蔵大臣はすべての小口消費者金融業者に対して、都道府県知事は当該都道府県の区域内においてその業務を行う小口消費者金融業者に対して、小口消費者金融業の適正な運営を確保し、又は小口消費者金融業の健全な発達を図るため必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(報告及び検査)

第四十条 大蔵大臣はすべての小口消費者金融業を営む者に対して、都道府県知事は当該都道府県の区域内において小口消費者金融業を営む者に対して、小口消費者金融業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その業務について必要な報告を求め、又はその職員に営業所その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係るのある物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五章 雑則

(登録免許税及び手数料)

第四十一条 第三条第一項の免許のうち大蔵大臣の免許を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、同項の免許のうち都道府県知事の免許を受けようとする者及び同条第二項の免許の更新を受けようとする者は、政令の定めるところにより手数料を、それぞれ納めなければならない。

(免許の取消し等に伴う取引の結了)

第四十二条 第三条第二項若しくは第十一条第二項の規定により免許が効力を失つたとき、又は小口消費者金融業者が同条第一項第一号若しくは第二号に該当したとき、若しくは第三十三条若しくは第三十四条の規定により免許を取り消されたときは、当該小口消費者金融業者であつた者又はその一般承継人は、当該小口消費者金融業者が締結した契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお小口消費者金融業者とみなす。

(権限の委任)

第四十三条 この法律の規定により大蔵大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、財務局長又は財務部長に行わせることができる。

(省令への委任)

第四十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

## 第六章 罰則

第四十五条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 不正の手段によつて第三条第一項の免許を受けた者
- 二 第十二条第一項の規定に違反した者
- 三 第十三条の規定に違反して他人に小口消費者金融業を営ませた者
- 四 第三十二条の規定による業務の停止の命令に違反して業務を営んだ者

第四十六条 第十五条、第十六条第一項又は第十七条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十七条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第一項の免許申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者
- 二 第十二条第二項、第十六条第二項、第二十条、第二十四条、第二十五条第一項若しくは第二項、第二十六条又は第二十七条の規定に違反した者

第四十八条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十五条第三項、第二十九条又は第三十条第一項の規定に違反した者
- 三 第二十八条の規定による帳簿を備え付けず、又はこれに同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- 四 第三十八条の規定による業務報告書の提出をせず、若しくは業務報告書に虚偽の記

載をし、又は同条の規定に違反して業務報告書を備えて置かなかつた者

五 第四十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第五十条 第十一条第一項の規定による届出を怠つた者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

( 施行期日 )

第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。

( 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部改正 )

第二条 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「業としての金銭の貸付又は金銭の貸借の媒介」を「金銭の貸付け(物上担保なしに個人に対して行うものを除く。 )又は金銭の貸借の媒介をする行為で業として行うもの」に、「附随」を「付随」に改める。

第九条を次のように改める。

( 金銭の貸付け等とみなす場合 )

第九条 手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は授受は、第二条第三項及び第三条から第六条までの規定の適用については、金銭の貸付け又は金銭の貸借と、第七条の規定の適用については、物上担保なしに個人に対して行う金銭の貸付け以外の金銭の貸付け又は金銭の貸借とみなす。

( 経過措置 )

第三条 この法律の施行の際小口消費者金融業を営んでいる者でこの法律による改正前の出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律第七条第一項前段の規定による届出をしているものは、この法律の施行の日から六月間(以下「経過期間」という。 )は、第三条第一項の免許を受けなくても、引き続き小口消費者金融業を営むことができる。その者が経過期間内に当該免許の申請をした場合において、経過期間を経過したときは、その申請に対し免許をするかどうかの処分がある日まで、同様とする。

2 前項の規定により引き続き小口消費者金融業を営むことができる者は、第三条第一項の規定にかかわらず、経過期間内に同項の免許を受けなかつた場合にあつては経過期間を経過した日までに、経過期間内に免許の申請をして経過期間の経過後当該免許をしない旨の処分があつた場合にあつてはその処分のあつた日までに小口消費者金融業を営むにつき締結した契約に基づく取引を結了する目的の範囲内に限り、なお引き続き小口消費者金融業を営むことができる。

3 前二項の規定により引き続き小口消費者金融業を営むことができる者については、こ

の附則に別段の定めがあるものを除くほか、なお従前の例による。

- 4 第十四条、第十八条、第十九条、第二十三条、第三十一条、第三十五条（第三十一条に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十九条及び第四十条（同条に係る罰則を含む。）の規定は、第一項及び第二項の規定により引き続き小口消費者金融業を営むことができる者に適用する。この場合において、当該引き続き小口消費者金融業を営むことができる者は、第三条第一項の規定により大蔵大臣の免許を受けた小口消費者金融業者とみなす。

第四条 前条第一項に規定する者が、この法律による改正後の出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（以下「新法」という。）第七条第一項に規定する貸金業（新法第九条の規定の適用により同項に規定する貸金業に該当する場合を含む。以下同じ。）をも行っている場合において、その者が、経過期間内に第三条第一項の免許を申請し、その申請に対し免許を受けたときは、その者は、当該免許を受けた日において、新法第七条第一項に規定する貸金業を廃止し、同条第二項の規定によりその旨を届け出たものとみなす。

- 2 前条第一項に規定する者で新法第七条第一項に規定する貸金業を行っていないものが、経過期間内に第三条第一項の免許を受けなかつた場合又は経過期間内に免許の申請をして経過期間の経過後当該免許をしない旨の処分があつた場合において、新法第七条第一項に規定する貸金業を開始しないときは、その者は、政令で定めるところにより、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

- 3 前項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の罰金に処する。

- 4 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

- 5 前項の規定により法人でない社団又は財団を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五条 附則第三条第一項に規定する者で、貸金業者の自主規制の助長に関する法律第三条第一項の庶民金融業協会の会員であるものが、前条第一項又は第二項に規定する場合に該当するときは、当該会員は、当該免許を受けた日又は同条第二項の規定により届出した日に当該庶民金融業協会を当然退会する。

第六条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる貸金業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（登録免許税法の一部改正）

第七条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十四号の次に次のように加える。

二十四の二 小口消費者金融業の免許		
小口消費者金融業法（昭和五十四年法律第 号） 第三条第一項（免許）の大蔵大臣がする小口消費者金融業の免許（更新の免許を除く。）	免許件数	一件につき 九万円

（大蔵省設置法の一部改正）

第八条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第七号中「及び無尽業」を「、無尽業及び小口消費者金融業」に改める。

## 理 由

小口消費者金融業の現状にかんがみ、小口消費者金融業の適正な運営の確保及び資金需要者の保護を図るため、小口消費者金融業者について免許の制度を実施するとともに、その業務について必要な規制措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。